

監査委員事務局長の仕事宣言！

監査委員事務局長 古賀和教

| | |
|---------------------|---|
| ①重点施策項目名 | 定期監査 |
| ②目標値 | 11課局室、4小中学校の定期監査 |
| ③今年度の取組方針 | 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を監査実施計画に沿って行います。 |
| ④今年度の取組結果 | <p>監査実施計画に基づき、11課局室、4小中学校の定期監査を実施しました。</p> <p>≪11課局室≫ 文化芸術振興課、健康増進課、農林課、農業委員会、出納室、生涯学習課、税務課、建設課、維持管理課、情報政策課、スポーツ振興課</p> <p>≪4小中学校≫ 鳥栖小学校、鳥栖北小学校、田代小学校、鳥栖中学校</p> |
| ⑤数値目標の結果 | 11課局室、4小中学校の定期監査を実施し数値目標は達成しています。 |
| ⑥成果と課題 (次年度に向けて) | <p>監査実施計画のとおり監査を実施することができたが、監査を対象とする事務については、概ね良好に執行されていたものの、様々な留意すべき事項が見受けられ、これをいかにして減らしていくかが課題です。</p> <p>また、監査委員事務局としては、監査の質的向上のため、監査委員、事務局職員のスキルアップが必要不可欠だと考えています。</p> <p>次年度については、11課局室、4小中学校の定期監査を実施する予定としています。</p> |

◇総務部長の指示

市役所の事務事業に対し市民の信頼を得るため、今後も引き続き、計画的で適切な監査の実施を図っていくこと。

監査委員事務局長の仕事宣言！

監査委員事務局長 古賀和教

| | |
|---------------------|--|
| ①重点施策項目名 | 財政援助団体等監査 |
| ②目標値 | 4 財政援助団体等の監査 |
| ③今年度の取組方針 | 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を監査実施計画に沿って行います。 |
| ④今年度の取組結果 | 監査実施計画に基づき、4 財政援助団体等の監査を実施しました。 ≪4 財政援助団体等≫ 地域休養施設及び滞在型農園施設指定管理者、鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会、鳥栖市交通対策協議会、鳥栖市体育協会 |
| ⑤数値目標の結果 | 4 財政援助団体等の監査を実施し数値目標は達成しています。 |
| ⑥成果と課題 (次年度に向けて) | 監査実施計画のとおり監査を実施することができたが、監査を対象とする事務については、概ね良好に執行されていたものの、様々な留意すべき事項が見受けられ、これをいかにして減らしていくかが課題です。 また、監査委員事務局としては、監査の質的向上のため、監査委員、事務局職員のスキルアップが必要不可欠だと考えています。 次年度については、2 財政援助団体等の監査を実施する予定としています。 |

◇総務部長の指示

財政援助団体の適正な事務執行を図るため、今後も引き続き、計画的で適切な監査の実施を図っていくこと。